

茨木市立彩都西小学校 P T A 慶弔規定

第 1 条 この規定は茨木市立彩都西小学校 P T A 会員に関する慶弔に適用する。

第 2 条 この規定の適用基準は＜別表 I＞の通りとする。

第 3 条 P T A 会員及び児童の葬儀においては、原則として役員及び当該学年委員が参列する。

第 4 条 この規定による慶弔に対する返礼は一切受け取らない。

第 5 条 その他必要と認められる事項については役員で協議・決定し、運営委員会において報告する。

第 6 条 この規定の改正には運営委員会において出席者の過半数の賛成を必要とする。

＜別表 I＞

慶事	P T A 会員の結婚	—
見舞	児童のケガまたは病気による 2 週間以上の入院	—
弔事	P T A 会員及び児童の死亡	10,000 円と供花
	P T A 会員の家族(同居の一親等)の死亡	5,000 円

附則

この規定は、平成 17 年 3 月 1 日より施行する。

平成 31 年 3 月 8 日改正（弔事の檣一對を供花に変更）

令和 2 年 4 月 1 日改正（慶事項目を廃止）

令和 3 年 3 月 12 日改正（見舞項目を廃止）